



## 税理士が提出した消費税簡易課税制度選択届出書の効力

請求人が開業時依頼した税理士が、所得税の申告時に「簡易課税制度選択届出書」を提出し、請求人がその所得税の申告までで顧問契約を解約したため、実際の消費税の申告は、新しく依頼した税理士が本則課税で続けていました。その後、届出書の提出から18年も経ってから本則課税を認めないとした更正処分を受けて争った事例を紹介します。（平成30年6月5日裁決・棄却・TAINSコード：F0-5-255）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

弁理士業を営む請求人が、本則課税により、控除対象仕入税額を計算し確定申告をしたところ、原処分庁が、請求人は簡易課税制度選択届出書を提出しているから、簡易課税により控除対象仕入税額を計算すべきであるなどとして各更正処分等をしたのに対し、請求人が、簡易課税制度選択届出書を提出していないから簡易課税の適用は受けないなどとして、処分等の全部の取消しを求めた事案です。

### <審判所の判断>

- 1 請求人は、甲に請求人の税務代理を委任していたことが認められるところ、契約に係る書面が作成されていなかったことから、税理士法2条1項1号に規定する税務代理の範囲については、委任に至る経緯等から当事者の意思を合理的に解釈してこれを決すべきであるところ、まず、請求人は、弁理士開業当初、税務に通じておらず、専門家に任せることを考えていたことが認められ、知り合った甲税理士に対し、「税務をお願いします。任せる。」と言って税務顧問契約を締結するに至っているものであるから、請求人の「税務」との言葉は所得税のみならず税務全般を指すものと考えるのが妥当である。
- 2 請求人は、平成9年分の課税売上高に対する課税仕入額の割合を前提とすれば、簡易課税を選択しない方が有利であるから、請求人が簡易課税制度選択届出書を提出することは考えられない旨主張する。しかしながら、平成8年分と平成9年分とで収入金額に占める課税仕入れに該当し得る費用の金額の割合が大きく変動した理由は、請求人の業務をA社に対して委託したことによるところが大きいところ、請求人は、甲に顧問契約解除の意思を伝える際、特許の仕事上の関係で他の税理士（乙）に依頼する必要があることになったと述べるにとどまり、A社の設立や同社に請求人の業務を委託することについては何ら伝えなかったのであるから、平成9年3月の時点で甲が課税仕入れに該当し得る費用の割合の大幅な上昇を予測することは困難である。そうであれば、甲が、平成8年分の請求人の事業の損益の状況と同程度の割合が今後も続くと考え、計算の簡便性や事務作業の負荷が少ないことをも考慮して簡易課税の選択が請求人にとって有利であると判断するのも合理的であり、甲が請求人を代理して簡易課税制度選択届出書を提出したことに不合理な点があるとはいえない。
- 3 請求人は、提出から18年以上経過してから簡易課税制度選択届出書の存在を主張するのは原処分庁の権利の濫用である旨を主張する。しかしながら、税務処理に誤りがあると確認された段階で処分を行うこと自体は何ら不合理なことではないことから、原処分庁に権利濫用の違法は認められない。
- 4 請求人は、平成10年課税期間以後の消費税等について、本則課税による申告を続けていたもので、このような状況となったのは、甲と乙との間において、請求人の税務全般についての的確な引継ぎがなされなかったことに起因するものと考えられるところ、請求人又は乙が甲による簡易課税制度選択届出書の提出を看過したというのは請求人側の主観的事情にほかならず、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお請求人に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷ということとはできない。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判6頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。